

Information 01

物価高騰の負担を軽減  
非課税世帯などへ給付金

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担を軽減するため、住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給します。

- 【支給対象世帯】
  - 住民税非課税世帯Ⅱ基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯(課税されている人の扶養親族などのみかたなる世帯は除きます)
  - 3万円の価格高騰支援給付金を受給済みで、世帯状況などに変更がない世帯には、昨年12月中旬に案内を送付しています
- 家計急変世帯Ⅱ予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯

【支給額】1世帯当たり7万円  
 【申請方法】住民税非課税世帯には、支給対象世帯の世帯主あてに確認書を郵送します  
 ※令和5年1月2日以降に登米市に転入した人がいる住民税非課税世帯および家計急変世帯は、生活福祉課または総合支所窓口へ備え付けの申請書(市公式ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、添付書類と共に郵送するか総合支所窓口へ提出してください

【申請期限】2月29日(木)  
 【問い合わせ】市価格高騰支援給付金専用電話  
 ☎0120(390)035  
 ▼福祉事務所生活福祉課(福祉総務係)  
 ☎0220(58)5552  
**給付金の支給を装った詐欺などに注意**  
 市職員がATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作や、手数料などの振り込みを求めるとは絶対ありませんので、注意してください。不審な電話があった場合は、すぐに警察署などへ連絡してください。

【連絡先】  
 ▼佐沼警察署  
 ☎0220(22)2121  
 ▼登米警察署  
 ☎0220(52)2121  
 ▼警察相談電話  
 ☎9110

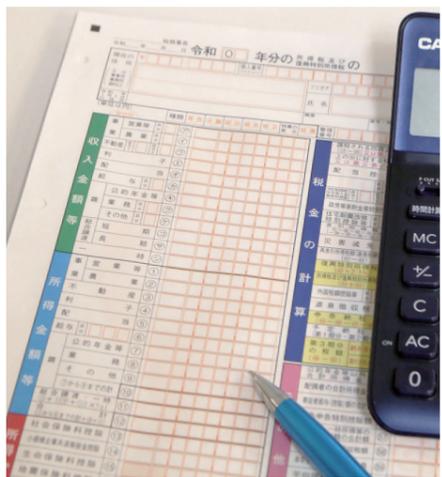
Information 03

所得の申告相談が始まります

令和5年分所得の申告相談を、2月8日(木)から3月15日(金)まで、旧町域、行政区ごとに実施します。  
 日程は、市公式ホームページまたは各世帯に配布する「令和5年分所得の申告相談について(ご案内)」に掲載されています。

**申告が必要な人**  
 申告相談の対象者は、令和6年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する人です。  
 ① 給与収入があった人で、「勤務先から源泉徴収票を交付さ

れていない人」「勤務先で給与の年末調整をしなかった人」「②事業所得(農業・商工業・サービス業など)があった人」「③不動産所得があった人」「④その他所得(配当所得・雑所得など)があった人」  
 ※所得がマイナスだからといって申告しない場合、課税所得が未確定となることから、後日、所得の状況を確認する場合があります  
 ※税務署(青色申告者、会計事務所に依頼する人を含む)や国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する場合は市役所での申告は不要です



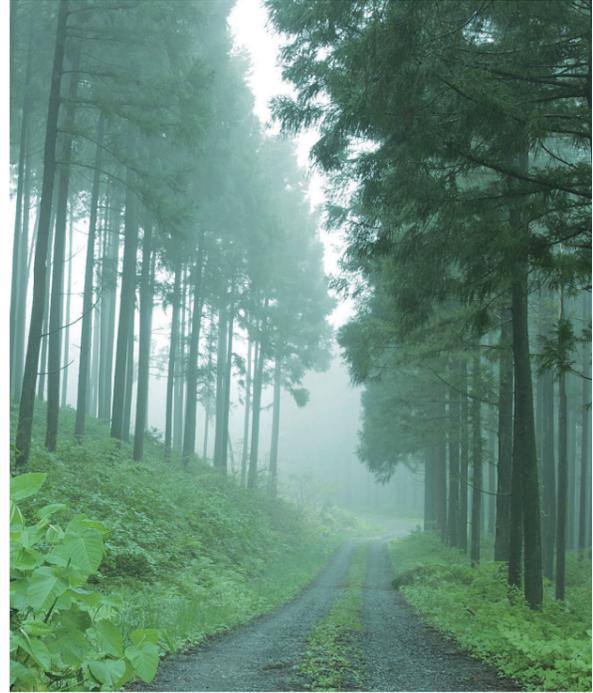
スマートフォンやパソコンから手軽に確定申告ができる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を、ぜひご利用ください。



Information 02

豊かな自然を保全していくために  
人と野生動物の共生を考えるつどい

連続テレビ小説「おかえりモネ」で林業考証を担当した登米町森林組合の竹中雅治氏と、南三陸町の株式会社佐久で新しい山の資源活用としての商品・プログラム開発に携わる大瀧香菜子氏を講師に迎え、講演会を開催します。  
 登米市の面積の約4割を占める森林は、生物多様性の保全だけでなく、近年深刻化する地球温暖化の大きな要因である二酸化炭素の吸収源としても重要な役割を担っています。貴重な自然を将来にわたって保全していくため、人と自然が共生する地域づくりについて、一緒に考えてみませんか。  
 【日時】2月10日(土)午後1時30分  
 【場所】迫公民館(軽運動場)  
 【内容】▼講演第一部「登米町森林組合参事・竹中雅治氏」森林と気候変動の関係「登米市の森林現況から考える」  
 ▼講演第二部「株式会社佐久企画研究課長・大瀧香菜子氏」身近な緑と生物多様性  
 【定員】50人(申込先着順)  
 【入場料】無料  
 【申込方法】電話、ファクシミリ、電子メール  
 【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)  
 ☎0220(58)5553  
 ☎0220(58)3345  
 ✉kanky@city.tomeni.yagi.jp



附表の提出による申告

次のいずれかに該当する場合、申告書附表の提出で申告したことになります。  
 ① 収入が全く無かった人(他市町村にいる家族の扶養になつているなど)  
 ② 収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみの人  
 ※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、3月15日(金)までに各申告会場か各総合支所市民課に提出してください

申告相談の受付方法

① 会場に準備してある申告相談受付票(以下、受付票)を1世帯につき1枚記入②記入した受付票を会場に設置されている受付票回収ボックスへ入れる③番号札を受け取る  
 ※番号札に記載された指定時間の10分前まで会場にお越しください  
 ※受け付けできるのは当日の申告分のみです  
 ※番号札に記載のある申告時

**佐沼税務署**  
**申告書作成会場の開設について**

【場所】佐沼税務署(1階会議室)  
 【開設期間】2月16日(金)～3月15日(金)／午前9時～午後5時  
 ※土・日曜日、祝日は開設していません  
 ※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配付しますが、状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。また、LINEを通じた事前発行も可能です  
 ※会場では自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます  
 ※スマートフォンなどマイナンバーカード(発行時に設定した暗証番号を含む)を持っている人は、持参をお願いします  
 ※3月は、大変な混雑が予想されます。早めの来場をお願いします  
**【問い合わせ】**佐沼税務署  
 ☎0220(22)2501 ※音声案内で2番を選択

間は目安であり、申告相談内容により時間が前後することがあります  
**税務署での申告をお願いします**  
 次に該当する人は、税務署で申告してください。  
 ① 青色申告②過年度の申告③取用以外で土地、建物など不動産を売却した④上場株式や先物取引所得がある⑤繰越損失の申告⑥雑損控除の申告⑦住宅借入金等特別控除の適用を受ける⑧相続税法対象年金の申告⑨利子所得の申告⑩初めての営業、不動産の申告⑪令和5年1月2日以降に亡くなった人の申告  
**【問い合わせ】**総務部税務課(市民税係)  
 ☎0220(22)2163